

後 期 高 齡 者 医 療 計
特 別 会

後期高齢者医療特別会計〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

1. 概要

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の高齢者は、医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受ける。

茨城県においては、茨城県後期高齢者医療広域連合が保険者としての役割を担い、広域連合で被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度運営を行い、市は申請や相談などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

2. 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	28年度	構成比	27年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	347,576	79.5	326,373	79.3	21,203	6.5
使用料及び手数料	手数料	20	0.0	20	0.0	0	0.0
繰入金	他会計繰入金	89,364	20.4	84,688	20.6	4,676	5.5
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		580	0.1	700	0.1	△120	△17.1
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	600	0.1	△120	△20.0
歳入合計		437,541	100.0	411,782	100.0	25,759	6.3

3. 歳出の状況

(単位：千円，%)

款	項	28年度	構成比	27年度	構成比	増減額	増減率
総務費		32,299	7.4	30,313	7.4	1,986	6.6
	総務管理費	28,870	6.6	26,684	6.5	2,186	8.2
	徴収費	3,429	0.8	3,629	0.9	△200	△5.5
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	403,761	92.3	379,868	92.3	23,893	6.3
諸支出金		481	0.1	601	0.1	△120	△20.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	600	0.1	△120	△20.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.2	1,000	0.2	0	0.0
歳出合計		437,541	100.0	411,782	100.0	25,759	6.3

○後期高齢者医療保険料徴収経費（01020101） 3,429千円（3,629千円） 予算書 P285

[その他：3,429千円]

*その他積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 3,409千円]

[手数料：督促手数料 20千円]

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

(内容)

被保険者への納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行う。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 報酬（徴収推進員） | 1,149,000円 |
| 2 旅費（費用弁償等） | 22,000円 |
| 3 需用費（システム用紙代等） | 615,000円 |
| 4 役務費（郵便料等） | 679,000円 |
| 5 委託料（電算処理等） | 964,000円 |

○後期高齢者医療広域連合納付金（02010101） 403,761千円（379,868千円） 予算書 P286

[その他：403,761千円]

*その他積算根拠

[保険料：現年度分特別徴収保険料 218,556千円]

[保険料：現年度分普通徴収保険料 127,022千円]

[保険料：滞納繰越分普通徴収保険料 921千円]

[保険料：過年度分普通徴収保険料 1,077千円]

[繰入金：保険基盤安定繰入金 56,085千円]

[諸収入：延滞金 100千円]

(目的及び期待する効果)

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

(内容)

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。

また、保険料軽減措置等により減額された保険料を保険基盤安定制度により補填し納付する

(保険基盤安定納付金)。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 保険料等負担金 | 347,676,000円 |
| 2 保険基盤安定納付金 | 56,085,000円 |